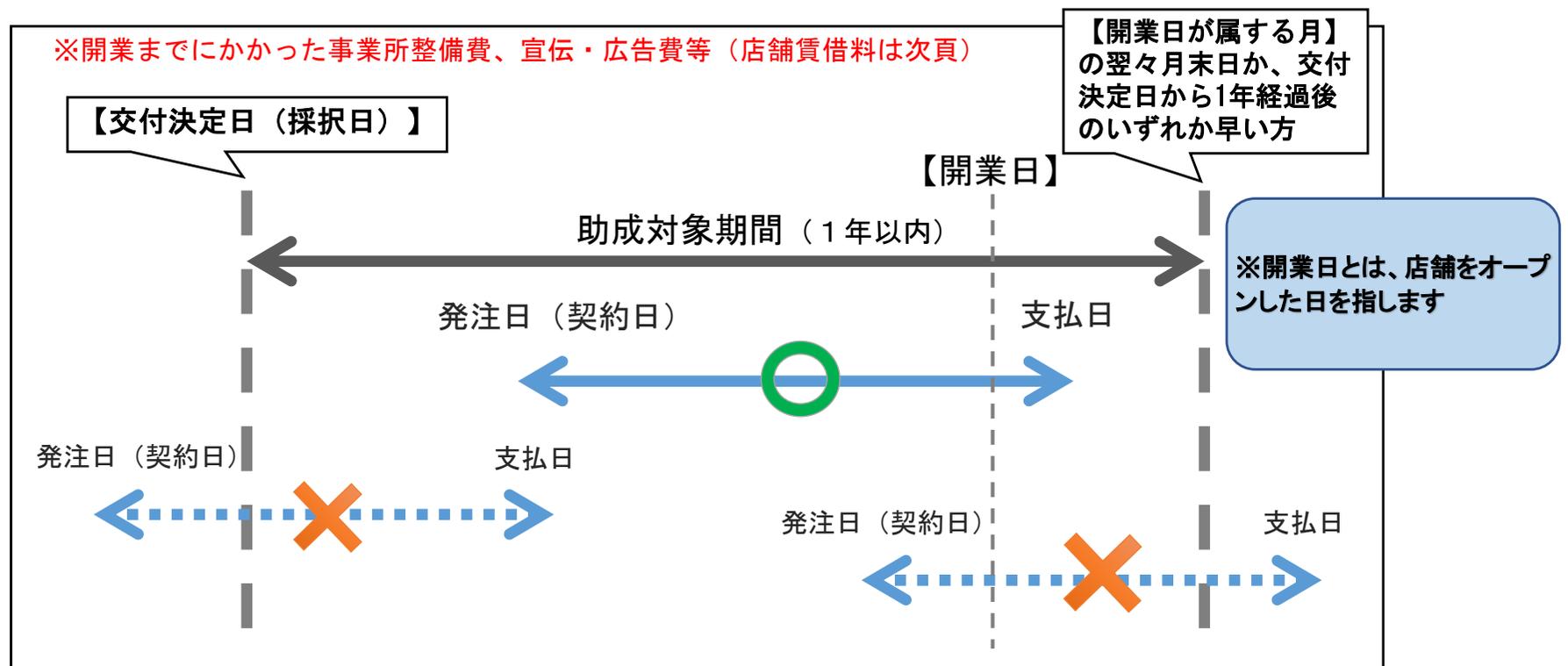


助成対象経費の基本原則

※各助成事業で異なる場合がございます

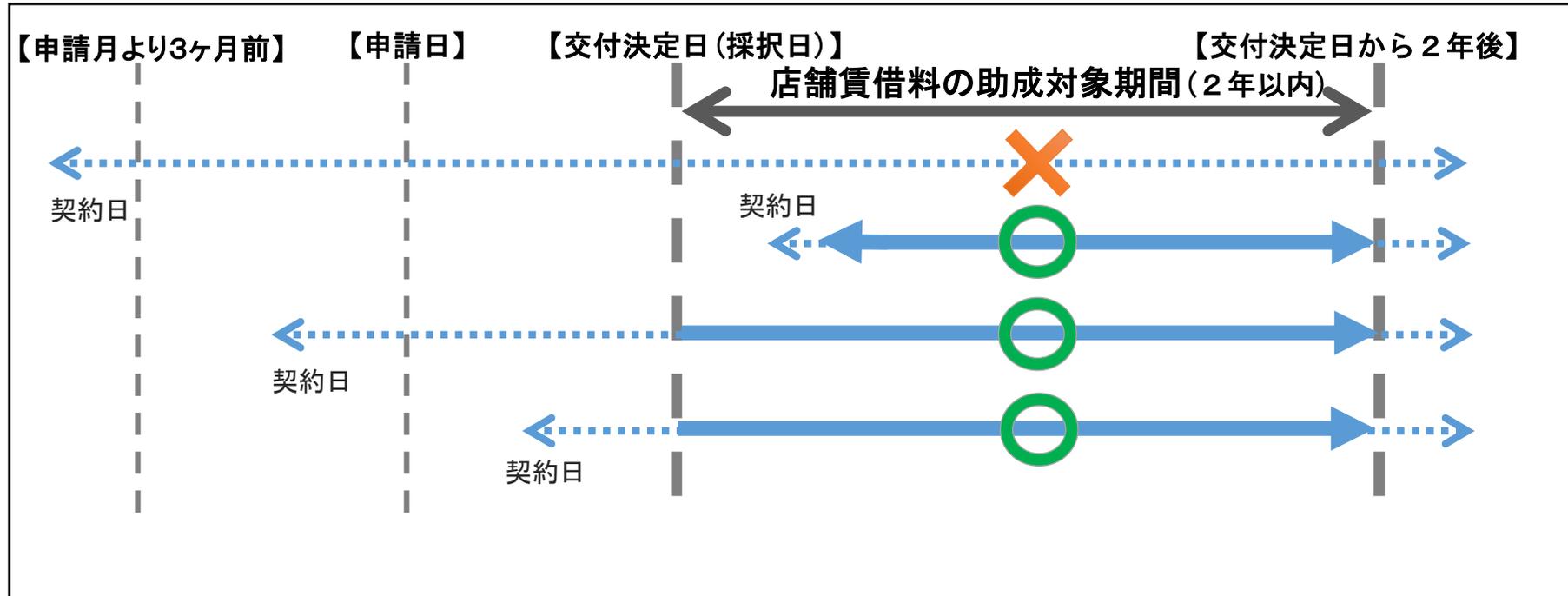
- ① 事業実施のために必要となる最小限の経費のみ
- ② 助成対象期間内に契約～取得（施工）～支払いが完了するもの



- ③ 取得した物品等は、所有権が助成事業者に帰属すること

※詳細は募集要項にてご確認ください

店舗賃借料について



- 店舗賃借料については、申請月より遡って3ヶ月前から交付決定日までの間に締結した**賃貸借契約**についても助成対象となります（但し、対象経費として認められるのは交付決定日以降の賃借料となります）。
- 住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係る賃借料のみが対象となります。
※事業承継で既存店舗を引き継ぐ場合は対象となりません

※詳細は募集要項にてご確認ください